

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月11日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第10号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 地域課に、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び通信指令室を置き、自動車警ら隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、鉄道警察隊の位置は高松市浜ノ町8番33号とする。</p> <p>3 略</p> | <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 地域課に、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び通信指令室を置き、<u>地域課及び</u>自動車警ら隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、<u>鉄道警察隊の</u>位置は高松市浜ノ町8番33号とする。</p> <p>3 略</p> |

附 則

この規則は、平成20年7月20日から施行する。